



## 飯塚警察署だより

【問合先】福岡県飯塚警察署 ☎ 0948・21・0110

**自転車も  
交通反則通告制度（青切符）  
により検挙されます！**

令和8年  
4月1日開始

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。

ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、

**危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反** であったときは検挙を行います。

※自転車の運転者（16歳未満のものを除く）が対象となります。

※酒気帯び運転等の悪質な違反については、従来どおり刑事処分の対象となります。



### 青切符により検挙される違反例

#### 信号無視

6,000円

#### 一時不停止

5,000円

#### 右側通行

6,000円

#### 携帯電話使用等 (保持)

12,000円

#### 遮断踏切 立入り

7,000円

#### 制動装置 (ブレーキ) 不良

5,000円

### 守ろう！【自転車安全五則】

- ヘルメットを着用
- 車道が原則、左側を通行／歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と、一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止



### 地域交通安全 活動推進委員

を募集しています！

地域交通安全活動推進委員制度は、交通問題に対する地域ぐるみでの取組を促進するための制度です。委嘱には諸条件はございますが、興味を持たれた方は下記までご連絡下さい。

飯塚警察署交通総務係 ☎ 0948・21・0110 (内線 413)